



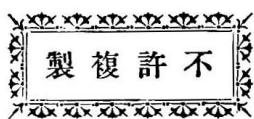
太平記

下卷

明治四十四年四月二十四日初版印刷發行
明治四十四年九月十五日再版印刷
明治四十四年九月十八日再版發行

太平記下卷

定價 金八拾五錢



編輯兼
發行者
三浦理

東京市神田區錦町一丁目十九番地

印刷者
野村宗十郎

東京市京橋區築地二丁目十七番地

印刷所
株式會社東京樂地活版製造所

東京市神田區錦町一丁目十九番地

發行所
有朋堂書店

東京市神田區裏神保町一番地

大賣捌所
三省堂書店

大阪市東區南本町四丁目

同
三宅莊藏書店

太平記下卷 目錄

卷 第二十一

天下時勢粧事	一
佐渡判官入道流刑事	三
法勝寺塔炎上事	六
先帝崩御事	八
南帝受禪事	一一
任遺勅被成綸旨事 附義助攻落	一二
黑丸城事	一六
鹽治判官讒死事	一六

烟六郎左衛門事	三五
義助被參芳野事 竝隆資物語事	四一
佐々木信胤成宮方事	四六
義助豫州下向事	四九
義助朝臣病死事 附韃軍事	五二
大館左馬助討死事 附篠塚勇力事	五七

卷 第二十二

卷 第二十三

大森彦七事	六一
就直義病惱上皇御願書事	七二
土岐賴遠參合御幸致狼藉事	七二
附雲客下車事	七五

卷 第二十四

朝儀年中行事事	八一
天龍寺建立事	八四
依山門嗽訴公卿僉議事	八六
天龍寺供養事 附大佛供養事	一〇六
三宅荻野謀叛事 附壬生地藏事	一一四

卷 第二十五

持明院殿御即位事 附仙洞妖怪事	一一九
宮方怨靈會六本杉事 附醫師評定事	一二〇
藤井寺合戰事	一二四
自伊勢進寶劔事 附黃梁夢事	一二六
住吉合戰事	一三九

卷 第二十六

正行參吉野事	一四五
四條繩手合戰事	一四八
楠正行最期事	一五九
吉野炎上事	一六二
賀名生皇居事	一六五
執事兄弟奢侈事	一六六
上杉畠山讒高家事	附廉頗蘭
相如事	一七〇
妙吉侍者事	附秦始皇帝事
直冬西國下向事	一七八
卷 第二十七	一八六
天下妖怪事	附清水寺炎上事
田樂事	附長講見物事
雲景未來記事	一九〇
左兵衛督欲誅師直事	一九五
御所を圍事	二〇三
右兵衛佐直冬鎮西沒落事	二〇六
左馬頭義詮上洛事	二一一
	二二二

卷 第二十八

直義朝臣隱遁事	附玄慧法印末期事
上杉畠山流罪死刑事	二一三
大嘗會事	二一五
義詮朝臣御政務事	二一九
太宰少貳奉賀直冬事	二二一
三角入道謀叛事	二二二
直冬朝臣蜂起事	附將軍御進發事
錦小路殿落南方事	二二六
自持明院殿被成院宣事	二二八
慧源禪菴南方合體事	附漢楚合戰
事	二二九
卷 第二十九	二三〇

宮方京攻事	二五一
將軍上洛事	附阿保秋山河原軍事
將軍親子御退失事	附井原石窟事
越後守自石見引返事	二五九
光明寺合戰事	附師直怪異事
小清水合戰事	附瑞夢事
	二六二
	二六五
	二六八

卷 第三十

松岡城周章事	二七四
師直師泰出家事 附藥師寺遁世事	二七七
師冬自害事 附諏訪五郎事	二八〇
師直以下被誅事 附仁義血氣勇者事	二八二

將軍御兄弟和睦事 附天狗勢汰事	二八九
高倉殿京都退去事 附殷紂王事	二九一
直義追討宣旨事 附鴨社鳴動事	二九七
薩埵山合戰事	二九八
慧源禪門逝去事	三〇四
吉野殿與相公羽林御和睦事	
附住吉松折事	三〇五
相公江州落事	三一二
持明院殿吉野遷幸事 附梶井宮事	三一三

卷 第三十一

新田起義兵事	三一九
武藏野合戰事	三二五
鎌倉合戰事	三三一
笛吹峠軍事	三三四

卷 第三十二

八幡合戰事 附官軍夜討事	三三九
南帝八幡御退失事	三四六

茨宮御位事	三五一
無劔璽御即位無例事 附院御所	
炎上事	三五二
山名右衛門佐爲敵事 附武藏將監	
自害事	三五四
主上義詮沒落事 附佐々木秀綱討死事	三六一
山名伊豆守時氏京落事	三六四
直冬與吉野殿合體事 附天竺震旦	
物語事	三六五
直冬上洛事 附鬼丸鬼切事	三七三
神南合戰事	三七九

卷 第三十三

京軍事	三九一
八幡御託宣事	三九八
三上皇自吉野御出事	四〇〇
飢人投身事	四〇一

卷 第三十四

公家武家榮枯易地事	四〇四
將軍御逝去事	四〇六
新待賢門院 附梶井宮御隱事	四〇八
崇徳院御事	四〇九
菊池合戰事	四一〇
新田左兵衛佐義興自害事	四一七
宰相中將殿賜將軍宣旨事	四二一
畠山道誓上洛事	四三二
和田楠軍評定事 附諸卿分散事	四三五
新將軍南方進發事 附軍勢狼藉事	四三七
紀州龍門山軍事	四四一
二度紀伊國軍事 附住吉楠折事	四四四
銀嵩軍事 附曹娥精衛事	四四八
龍泉寺軍事	四五三
平石城軍事 附和田夜討事	四五五
吉野御廟神靈事 附諸國軍勢	四五九
還京都事	四五九

卷 第三十六

新將軍歸洛事 附擬討仁木義長事	四六三
京勢重南方發向事 附仁木沒落事	四六五
南方蜂起事 附畠山關東下向事	四七一
北野通夜物語事 附青砥左衛門事	四七四
尾張小河東池田事	四九七

仁木京兆參南方事 附太神宮御

託宣事

大地震竝夏雪事	五〇一
天王寺造營事 附京都御祈禱事	五〇五
山名伊豆守落美作城事 附菊池軍事	五〇七
秀詮兄弟討死事	五一四
清氏叛逆事 附相摸守子息元服事	五一七
頓宮心替事 附畠山道誓事	五二五

卷 第三十七

清氏正儀寄京事	五三一
新將軍京落事	五三二
南方官軍落都事	五三六
持明院新帝自江州還幸事 附相州	五三六

卷 第二十五

渡二四國事……………五三八

可レ立二大將事 附漢楚立二義帝事……………五四〇

尾張左衛門佐遁世事……………五四二

身子聲聞一角仙人志賀寺上人事……………五四三

畠山入道道誓謀叛事 附楊國忠事……………五四八

卷 第三十八

慧星客星事 附湖水乾事……………五六一

諸國宮方蜂起事 附備前軍事……………五六二

九州探題下向事 附李將軍陣中禁

レ女事……………五六九

菊池大友軍事……………五七一

畠山兄弟修禪寺城楯籠事 附遊佐

入道事……………五七三

細川相摸守討死事 附西長尾軍事……………五七六

和田楠興二箕浦次郎左衛門軍事……………五八三

大元軍事……………五八七

卷 第二十九

大内介降參事……………五九七

山名京兆被レ參二御方事……………五九九

仁木京兆降參事……………六〇〇

芳賀兵衛入道軍事……………六〇〇

神木入洛事 附洛中變異事……………六〇八

諸大名讒二道朝事 附道譽大原野

花會事……………六一一

神木御歸座事……………六一七

高麗人來朝事……………六一九

自二大元一攻二日本事……………六二一

神功皇后攻二新羅一給事……………六二六

光嚴院禪定法皇行脚御事……………六二九

法皇御葬禮事……………六三五

卷 第四十

中殿御會事……………六三九

左馬頭基氏逝去事……………六四七

南禪寺與二三井寺一確執事……………六四七

最勝講之時及二鬪諍事……………六四八

將軍薨逝事……………六五〇

細川右馬頭自二東國一上洛事……………六五一

太平記下卷

卷第二十一

天下時勢粧事

大藏少輔
親朝をいふ

曆應元年の末に、四夷八蠻悉く王化を助て、大軍同時に起しかば、今ははや聖運啓ぬと見えけるに、北畠顯家卿、新田義貞、共に流矢の爲に命を隕し、剩奥州下向の諸卒、渡海の難風に放れて、行方知ずと聞えしかば、世間さてと思けん、結城上野入道が子息大藏少輔も、父が遺言を背て、降人に出ぬ。芳賀兵衛入道禪可も、主の宇都宮入道が子息加賀壽丸を取籠て、將軍方に屬し、主従の禮儀を亂り、己が威勢を恣にす。此時新田の氏族尙殘て城々に楯籠り、竹園の連枝時を待て國々に御座有といへ共、猛虎の檻に籠り、窮鳥の翹を鍛れたるが如に成ぬれば、涙眼空く百歩の威を闔、悲心遠く

三家一閑院
花山院中院
の三家也
五門の曲阜
一五攝家、
近衛九條二
條一條鷹司
をいふ
納言宰相な
んど一此句
以下二十一
字、見ても
以下十九字
異本に據り
て補へり

九霄の雲を望で、唯時の變有ん事を待計也。天下の危かりし時だにも、世の譏をも不
知、修を究め欲を恣にせし大家の氏族、高上杉の黨類なれば、能なく藝なくして、亂
階不次の賞に與り、例に非ず法に非して、警衛判斷の職を司る。初の程こそ朝敵の名
を憚て、毎事天慮を仰ぎ申體にて有しが、今は天下唯武德に歸して、公家有て何の用に
か立べきとて、月卿雲客諸司恪勤の所領は云に及ず、竹園椒房禁裏仙洞の御領までも、
武家の人押領しける間、曲水重陽の宴も絶はて、白馬踏歌の節會も行れず、如形儀
計也。禁闕仙洞さびかへり、參仕拜趨の人も無りけり。況や朝廷の政、武家の計に
任て有しかば、三家の台輔も、奉行頭人の前に媚を成し、五門の曲阜も、執事侍所の
邊に賄ふ。されば納言宰相なんどの言を聞いても、心得がたの疊字やと欺き、廷尉北面
路次に行合たるを見ても、あはや例の長袖垂たる魚板烏帽子よといひ、聲を學び指を差
て輕慢しける間、公家の人々、いつしか云も習はぬ坂東聲をつかひ、著もなれぬ折烏帽
子に額を顯して、武家の人に紛んとしけれ共、立振舞る體さすがになまめいて、額附の
跡以外にさがりたれば、公家にも不附、武家にも不似、唯都鄙に歩を失し人の如
し。

霜葉紅―杜
牧が詩に停
車坐愛楓
林晚、霜葉
紅―於二月
花―

○佐渡判官入道流刑事

さどのはうぐわんにふだゝるけいのこと

此比殊に時を得て、榮耀人の目を驚しける佐々木佐渡判官入道道譽が一族若黨共、例の
ばさらに風流を盡して、西郊東山の小鷹狩して歸りけるが、妙法院の御前を打過るとて、
跡にさがりたる下部共に、南庭の紅葉の枝をぞ折せける。折節門主御簾の内よりも、暮
なんとする秋の氣色を御覽ぜられて、霜葉紅―於二月花―と、風詠閑吟して、興ぜさせ
給ひけるが、色殊なる紅葉の下枝を、不得心なる下部共が、引折りけるを御覽ぜられて、
人やある、あれ制せよと仰られける間、坊官一人庭に立出て、誰なれば御所中の紅葉を
ば、さやうに折ぞと制しけれ共、敢て不承引、結局御所とは何ぞ、かたはらいたの言や
なんど嘲哂して、彌尙大なる枝をぞ引折ける。折節御門徒の山法師、あまた宿直して
候けるが、悪い奴原が狼藉哉とて、持たる紅葉の枝を奪取、散々に打擲して門より外
へ追出す。道譽聞之、如何なる門主にてもおはせよ、此比道譽が内の者に向て、左様の
事ふるまはん者は覺ぬ物をと忿て、自ら三百餘騎の勢を率し、妙法院の御所へ押寄て、
則火をぞ懸たりける。折節風烈く吹て、餘煙十方に覆ければ、建仁寺の輪藏開山塔竝

源三判官—
秀綱なり

塔頭、瑞光庵同時に皆焼上る。門主は御行法の最中にて、持佛堂に御座有けるが、御心早く後の小門より徒跣にて、光堂の中へ逃入せ給ふ。御弟子の若宮は、常の御所に御座有けるが、板敷の下へ逃入せ給ひけるを、道譽が子息源三判官走懸て打擲し奉る。其外出世坊官兒侍法師共、方々へ逃散ぬ。夜中の事なれば、閑聲京白河に響き渡りつゝ、兵火四方に吹覆。在京の武士共、何事ぞと遽騒で、上下に馳違ふ。事の由を聞定て後に馳歸りける人毎に、あなあさましや、前代未聞の悪行哉。山門の嗾訴今に有なんと云ぬ人こそ無りけれ。山門の衆徒此事を聞て、古より今に至まで、喧嘩不慮に出来る事多しといへども、未門主貫頂の御所を焼拂ひ、出世坊官を面縛する程の事を聞ず。早道譽秀綱を賜て、死罪に可レ行。由を公家へ奏聞し、武家に觸れ訴ふ。此門主と申も、正き仙院の連枝にて御座有れば、道譽が行跡無念の事に憤り思召て、あはれ斷罪流刑にも行せばやと思召けれ共、公家の御計としては、難叶折節なれば、無力武家へ被仰處に、將軍も左兵衛督も飽まで道譽を被最負ける間、山門は理訴も疲て、款狀徒に積り、道譽は法禁を輕じて、奢侈彌恣にす。依之、嗾議の若輩大宮八王子の神輿を中堂へ上奉て、鳳闕へ入れ奉れと僉議す。則諸院諸堂の講筵を打停め、御願を

斷罪—斬罪

五刑―笞、杖、徒、流、死、

西光―俗名
師光
西景―俗名
成景

停廢し、末寺末社の門戸を閉て祭禮を打止。山門の安否、天下の大事、此時にありとぞ見えたりける。武家もさすが山門の嗽訴難黙止覺ければ、道譽が事死罪一等を減じて、遠流に可被處歟と奏聞しければ、則院宣を成れ、山門を宥らる。前々ならば、衆徒の嗽訴は是には惣て休るまじかりしか共、折節にこそよれ、五刑の其一を以て、山門に理を附らるゝ上は、神訴眉目を開けるに似たりと、宿老是を省て、四月十二日に、三社の神輿を御歸座成し奉て、同二十五日道譽秀綱が配所の事定て、上總國山邊郡へ流さる。道譽近江の國分寺迄、若黨三百餘騎打送の爲にとて、前後に相從ふ。其輩悉猿皮を鞆にかけ、猿皮の腰當をして、手毎に鶯籠を持せ、道々に酒肴を設て、宿々に傾城を弄ぶ。事の體尋常の流人には替り、美々敷ぞ見えたりける。是も唯公家の成敗を輕忽し、山門の鬱陶を嘲哂したる行跡也。聞ずや古より山門の訴訟を負たる人は、十年を過ぎるに、皆其身を滅すといひ習せり。治承には新大納言成親卿、西光、西景、康和には後二條關白、其外泛々の輩は不可勝計されば是も如何有んずらんと、智ある人は眼を注て怪み見けるが、果して文和三年の六月十三日に、持明院新帝、山名左京大夫時氏に被襲江州へ臨幸成ける時、道譽が嫡子源三判官秀綱、堅田にて山法師に討る。

其弟四郎左衛門は、大和內郡にて野伏共に殺れぬ。嫡孫近江判官秀詮、舍弟次郎左衛門二人は、攝津國神崎の合戦の時、南方の敵に誅せられにけり。弓馬の家なれば、本意とは申ながら、是等は皆醫王山王の冥見に懸られし故にてぞ有らんと、見聞の人舌を彈して、懼れ思はぬ者は無りけり。

○法勝寺塔炎上事

康永元年三月廿日に、岡崎の在家より、俄に失火出來て、驕て燒靜りけるが、纔なる細界の六欲天を打過て色界に十八の天あり其上に無色界の四空所として四天あり其最上の極の天なり

大門、八十六間の廻廊、一時の程に燒失て、灰燼忽地に滿り。燒ける最中外より見れ

なく、打消べき便も無れば、唯徒に虚をのみ見上て、手を撥てぞ立れたりける。さる程に此細煙乾たる檜皮に燒附て、黒煙天を焦て燒上る。猛火雲を卷て翻る色は、悲想天の上までも上り、九輪の地に響て落る聲は、金輪際的底迄も聞やすらんと夥し。魔風頻に吹て、餘煙四方に覆ければ、金堂、講堂、阿彌陀堂、鐘樓、經藏、惣社宮、八足の南

金輪際―佛

説に大地の
厚さ一百六
十萬由旬あ
りといふ其
最下地の稱

曼荼羅一輪
圓具足して
缺けたる事
なきをいふ

ば、煙の上に或は鬼形なる者火を諸堂に吹かけ、或は天狗の形なる者、松明を振上げて、塔の重々に火を附けるが、金堂の棟木の落るを見て、一同に手を拍どつと笑て、愛宕大嶽、金峯山を指て去と見えて、暫あれば花頂山の五重の塔、醍醐寺の七重の塔、同時に燒ける事こそ不思議なれ。院は二條河原まで御幸成て、法滅の煙に御胸を焦され、將軍は西門の前に馬を控られて、回祿の災に世を危めり。抑此寺と申は、四海の泰平を祈て、殊に百王の安全を得せしめん爲に、白河院御建立有し靈地也。されば堂舎の構善盡し美盡せり。本尊の鏤は金を鏤め玉を琢く。中にも八角九重の塔婆は、横豎共に八十四丈にして、重々に金剛九會の曼荼羅を安置せらる。其奇麗崔嵬なることは、三國無雙の鴈塔也。此塔婆始て造出されし時、天竺の無熱池、震旦の昆明池、我朝の難波浦に、其影明に寫て見えける事こそ奇特なれ。かゝる靈德不思議の御願所、片時に燒滅する事、偏に此寺計の荒廢には有べからず。唯今より後彌天下不靜して、佛法も王法も有て無か如にならん。公家も武家も共に衰微すべき前相を、兼て呈す物也と、歎ぬ人は無りけり。

○先帝崩御事

延元三年—
天正本四年
に作る、諸
本を按ずる
に可なるが
如し
晏駕—天子
の崩御をい
ふ
—三
明の覺路
—一は過
去、二は未
來、三は現
在十方のす
べての事を
明知す

南朝の年號延元三年八月九日より、吉野の主上御不豫の御事有けるが、次第に重らせ給。醫王善逝の誓約も、祈に其驗なく、耆婆扁鵲が靈藥も、施すに其驗おはしませず。玉體日々消て、晏駕の期遠からじと見え給ければ、大塔忠雲僧正、御枕に近附奉て、涙を押へ申されけるは、神路山の花再開る春を待、石清水の流遂に澄べき時あらば、さりとて佛神三寶も捨進せらるゝ事は、よも候はじとこそ存候つるに、御脈已に替せ給て候由、典藥頭驚申候へば、今は偏に十善の天位を捨て、三明の覺路に赴せ給ふべき御事をのみ、思召被定候へし。さて最後の一念に依て、三界に生を引くと、經文に説れて候へば、萬歳の後の御事、萬叡慮に懸り候はん事をば、悉く仰置れ候て、後生善所の望をのみ、叡心に懸られ候べしと申されたりければ、主上苦けなる御息を吐せ給て、妻子珍寶及王位臨命終時不隨者、是如來の金言にして、平生朕が心に有し事なれば、秦穆公が三良を埋み、始皇帝の寶玉を隨へし事、一も朕が心に取す。唯生々世世の妄念共なるべきは、朝敵を悉亡して、四海を令泰平と思計也。朕即早世の